

消防署からのお知らせ

～秋の火災予防運動～

実施期間 10月17日(月)～10月23日(日)

統一標語 『消したはず 決めつけないで もう一度』



平成23年秋の火災予防運動が県下一斉に実施されます。

これから季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季となります。またストーブなどの暖房器具を使用する機会もふえてきますので、火を取り扱う際には十分注意して火事のない村づくりにつとめましょう。



火事・救急・救助は
あわてずに 119番



取り付け終わりましたか？『住宅用火災警報器』

住宅用火災警報器を取り付けたおかげで、火災を未然に防ぐことが出来ました……という、実例が全国で何件も報告されております。

まだ取り付けしていない方がおりましたら、早めに取り付けましょう。

お問い合わせは

東通消防署 ☎ 27-2199